

第 1 章 総 則

第 1 条（適用範囲）

本仕様書は、吹田市（以下「発注者」という。）が実施する「吹田市道路反射鏡点検業務」（以下「本業務」という。）に適用するものであり、「受注者」が本業務を実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

第 2 条（目 的）

本業務は、「住民の命と暮らしを守る」ことを目的としており、本市が管理する道路反射鏡の状態を把握し、点検を行い、修繕の候補箇所を抽出します。これにより、安全で円滑な交通の確保や道路反射鏡に係る維持管理を効率的に行うために必要な情報を取得し、道路反射鏡の点検結果に関する台帳情報を更新して、適切な維持更新及び管理運用を行うことを目的とする。

さらに、点検結果を吹田市で稼働中の統合型GIS及び市民要望管理システム（以下、「システム」という。）で点検データを適正に情報管理することによる、市民サービスの向上を目的とする。

第 3 条（準拠する法令等）

本業務は、本特記仕様書によるほか、以下の各号に掲げる各種法令・規程等に準拠して実施する。法令等は仕様書を補完し合うものとし、内容が相違する場合は本特記仕様書を優先するものとする。

- (1) 測量法同施行令、同施行規則（昭和24年 建設省法律第188号）
- (2) 作業規程の準則（平成20年3月31日 国土交通省告示第413号）
- (3) 吹田市公共測量作業規程（国国地発第39号）
- (4) 道路法
- (5) 道路法施行令
- (6) 附属物（標識等、照明施設等）点検要領（国土交通省道路局 令和6年9月）
- (7) 小規模附属物点検要領（国土交通省道路局 平成29年3月）
- (8) 吹田市財務規則（昭和40年吹田市規則第3号）
- (9) 吹田市共通基盤システムの活用方針 7版（平成29年12月）
- (10) 統合型GIS利活用ガイドライン（第1版令和元年（2019年）5月17日）
- (11) 地理空間情報の取扱基準（第1版令和元年（2019年）5月17日）
- (12) その他関係法令、規則及び通達等

第 4 条（業務計画）

受注者は、本業務着手前に道路室（以下「発注者」という。）と十分打合せを行い、速やかに以下の書類を提出するものとする。

第 5 条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約日から令和9年1月29日までとする。

第 6 条（工程管理）

受注者は、本業務着手前に監督員と十分打合せを行い、業務が円滑に進み手戻りのないよう配慮する。なお、本業務全般の工程管理、精度管理をすみやかに実施する。

第 7 条（疑 義）

本業務の遂行にあたっては、監督員の指示を厳守するとともに、従事する者は、責任感と良心的な態度が必要であり、業務については細心の注意をはらうと共に相当な経験を有す

る熟練者を従事させ、正確かつ丁寧に行うものとする。もし疑義が生じた場合はただちに監督員と緊密な連絡を通り、その指示又は承認を受けなければならない。

第8条（主任技術者等の配置）

主任技術者には、業務全体に精通した高度な知識を要しているものとし、以下の資格及び経験を保有する技術者を配置するものとする。なお、主任技術者は照査技術者を兼ねることはできない。本業務にて配置する技術者は、資格証の写しと受注者が6ヶ月以上雇用している証明（健康保険証等）を提出するものとする。

（1）主任技術者

業務全般を統括するものとして、過去10年以内に同種業務の実績を有し、技術士（建設部門／道路）又はRCCM（道路部門）を有する技術者とする。

（2）照査技術者

本業務にて実施した点検データを本市の統合型GIS、市民要望管理システムでの活用を考慮した上で照査を行うものとし、技術士（建設部門／道路）又はRCCM（道路部門）、かつ（公社）日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者の資格を有するものとする。

第9条（貸与資料の取り扱い）

本業務に必要な資料は、借用書によって発注者より貸与するが、資料は丁寧に取扱い、業務完了後発注者へ返却しなければならない。又、業務途中でその他の資料の必要な場合は、監督員に申し出てその指示を受けるものとする。

第10条（情報の保護）

業務で使用する各種資料・データに含まれる行政機密や個人情報等の紛失、漏えいがないように、データセキュリティ対策及び個人情報保護対策を講じなければならない。なお、一定水準以上の対策を講じるために、受注者は以下の両認証（認定）を受けているものとする。

（1）JIS Q 27001（ISMS：情報セキュリティマネジメント）

（2）JIS Q 15001（プライバシーマーク）

業務上取り扱う機密性の高い資料や成果品については、運搬時の紛失等における情報漏えい事故を防止するため、総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用したデータ交換サービス等を用いて、データの授受を可能とするものとする。

第11条（品質対策）

本業務にて点検データの品質を確保した上で、環境に配慮した作業を行うものとし、一定水準以上の対策を講じるために、受注者は以下の認証（認定）を受けているものとする。

（1）ISO 9001（品質マネジメントシステム）

第12条（データフォーマット形式）

本業務における成果品の空間データは吹田市統合型GISで利用するためにShape形式で作成しなければならない。なお、詳細については、受注者にて既存の吹田市統合型GISからデータを抽出し、解析したうえで同等のファイル形式を作成するものとする。

第13条（検査及び引渡し）

受注者は業務完了後、所定の手続きを経て発注者の検査を受けるものとする。本業務は発注者の検査完了合格を持って完了するが、納品後、成果品に記入もれ、不備又は誤りが発見された場合、受注者は責任を持って速やかに訂正のうえ納品するものとする。

第14条（事故、災害）

本業務遂行中の事故、災害については、その責任は全て受注者において処理するものとする。

第 15 条（契約不適合責任）

契約による成果引き渡し後も受注者の責に帰すべき誤りが発見された場合には、発注者は受注者に対してその訂正・補正を請求することができるものとする。

第 16 条（契約の解除）

発注者は、以下の項目に該当する場合は、契約期間中であってもこの契約を解除することができるものとする。

- （１） 発注者・受注者双方が、同時に契約の解除を希望した場合
- （２） 受注者が、故意又は過失により、発注者に重大な損害を与えた場合
- （３） 受注者が、正当な理由がないのに、業務に着手すべき期間を過ぎても着手しない場合
- （４） 発注者が、この契約の存続を不相当と認めた場合
- （５） その責めに帰すべき理由により履行期間又は、履行期間経過後相当期間の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められる場合

第 17 条（契約内容の変更）

本業務の内容に著しい影響を与える事情が生じた時は、両者協議の上、契約内容を変更することができるものとする。

第 18 条（提出書類）

本業務の遂行にあたり、受注者は発注者に下記の書類を提出するものとする。

- （１） 業務計画書
- （２） 工程表
- （３） 業務着手届
- （４） 主任技術者届
- （５） 照査技術者届
- （６） 各種資格の認定書（証明書）写し
- （７） その他発注者が指示する書類

第2章 業務概要

第19条（業務内容）

業務内容は以下のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 計画準備 | 1 式 |
| (2) 資料収集整理 | 1 式 |
| (3) 点検計画策定 | 1 式 |
| (4) 道路反射鏡点検 | 1 式 |
| (5) 点検結果とりまとめ | 1 式 |
| (6) 報告書作成 | 1 式 |
| (7) 打合せ協議 | 1 式 |

第20条（計画準備）

受注者は、業務の目的・趣旨を把握したうえで設計図書に示す業務の内容を確認し、業務計画書を作成し発注者に提出するものとする。

なお、受注者は、発注者に業務計画書の内容を説明し、協議により業務計画に変更が生じた場合あるいは、本仕様書で示す内容と異なる要領で業務を実施する場合については、業務計画書を修正する。

第21条（資料収集整理）

発注者は、本業務を実施するにあたり、以下の必要な資料を受注者へ貸与する。資料は丁寧に取扱った上、資料収集整理を行い業務完了後発注者へ返却しなければならない。又、業務途中でその他の資料の必要な場合は、監督員に申し出てその指示を受けるものとする。

- (1) 道路反射鏡台帳データ（Shape 形式）
- (2) 航空写真データ（Tiff 形式）
- (3) 吹田市共通基盤地図データ（Shape 形式）
- (4) 道路データ（認定路線網図、道路幅員等）（Shape 形式）
- (5) 道路反射鏡管理台帳（写真付き）（PDF 形式）
※参考）別紙 1
- (6) その他発注者と協議の上必要とするもの

第22条（点検計画策定）

道路反射鏡について、以下の事項に基づき現地把握を実施するものとする。

- (1) 整理された既存道路反射鏡台帳データ（Shape 形式）の位置情報について、図形情報は点（ポイント）情報として整理することを基本とし、点検計画を策定する。
- (2) 発注者は効率的な点検計画を立案するために、道路施設およびその周辺状況の現地踏査を実施し、駐車スペースの把握や交通誘導員の配置等の点検計画を立案するものとする。
- (3) 点検の計画に伴い、道路使用許可申請書類作成、手続き等の関係機関との調整が必要な場合は実施するものとする。なお、現地での安全管理については十分配慮した点検計画にするものとする。

第23条（道路反射鏡点検）

前条で立案した点検実施計画をもとに以下の点検方法、点検項目等にもとづき施設の点検を実施するものとする。

- (1) 点検項目

点検項目は、『附属物（標識等、照明施設等）点検要領（国土交通省道路局 令和 6 年 9 月）』及び『小規模附属物点検要領（国土交通省道路局 平成 29 年 3 月）実施要領』を参考に点検を実施するものとする。

表：点検対象となる部材等

評価単位の区分 (部材)	主な点検箇所（弱点部となる部材等）	
支柱	支柱本体	支柱本体、支柱内部等
	支柱基部	路面境界部、リブ取付溶接部、柱・ベースプレート溶接部、柱・基礎境界部
	その他	
反射鏡等	反射鏡	
	反射鏡取付部	
基礎	基礎コンクリート部	
	アンカーボルト・ナット	
	その他	

表：主な点検箇所（弱点部）の損傷の種類

部材等		点検箇所	損傷内容					
			き裂	ゆるみ・脱落	破断	腐食	滞水	変形・欠損
支柱	支柱本体	支柱本体	○			○		○
		支柱内部				○	○	
	支柱基部	リブ取付溶接部	○			○		○
		柱・ベースプレート溶接部	○			○		○
		路面境界部	○			○	○	○
		柱・基礎境界部	○			○		○
反射鏡等	反射鏡		○	○	○	○		○
	反射鏡取付部		○	○	○	○		○
基礎	基礎コンクリート部						○	○
	アンカーボルト・ナット		○	○	○	○	○	○

(2) 点検方法

近接目視により行うことを基本とする。また、必要に応じて触診や打音等の調査等を併用して行う。

ボルト部のゆるみ等については、合いマークのように簡易に外部から確認できる手法が施されていることを前提とし、そうでない場合は近接し、工具などを用いてゆるみの確認を行う。この際、以後の点検の効率化のため、点検に併せて合いマークを施す。

(3) 応急措置等

状態を把握する過程でボルトのゆるみ、塗膜片・腐食片等があった場合、第三者被害予防の観点から応急的に措置を実施することを基本とし、応急的に措置を実施した場合にはそのことを記録に残す。応急措置の方法は、発注者に指示を仰ぎ対応すること。

明らかに鏡面が異なる方向を向いている場合、応急処置として点検時に修正を行うものとし、修正前と修正後の写真を撮って発注者に報告するものとする。

(4) 点検結果の判定

① 対策の要否の判定

構造物の変状を把握したうえで、点検部位毎、変状内容毎の対策の要否について、判定を行う。

対策が必要と判定された変状部位に対しては、変状原因を特定し、適切な工法を選定する。基礎部掘削調査が必要と判断される箇所については、別途リストに整理するものと

する。

② 状態の把握

損傷内容毎に損傷の状態を把握する。損傷を有無や程度を点検部材毎に評価する

表：損傷程度判定区分と損傷状況

点検方法	損 傷 内 容		判定区分	損 傷 状 態
目視点検	亀裂		a	損傷なし
			c	－
			e	亀裂がある。
	腐食	防食機能 の 劣化	a	損傷なし
			c	錆は表面的であり、著しい板厚の減少は視認できない。
			e	表面に著しい膨張が生じているか又は明らかな板厚減少が視認できる。
		孔 食	a	損傷なし
			c	孔食が生じている。
			e	貫通した孔食が生じている。
		異種金属 接触腐食	a	損傷なし
			c	－
			e	異種金属接触による腐食がある。
	ゆるみ ・ 脱落		a	損傷なし
			c	ボルト・ナットのゆるみがある。
			e	ボルト・ナットの脱落がある。
	破 断		a	損傷なし
			c	－
			e	ボルトの破断がある。 支柱等の部材の破断がある。
	変形・欠損		a	損傷なし
			c	変形又は欠損がある。
			e	著しい変形又は欠損がある。
	滞 水		a	滞水の形跡が認められない。
			c	滞水の形跡が認められる。
			e	滞水が生じている。
	ひびわれ		a	損傷なし。
			c	ひびわれが生じている。
			e	著しいひびわれが生じている。
	うき・剥離		a	損傷なし。
			c	－
			e	うき・剥離が生じている。
	その他		a	損傷なし。
			c	軽微な損傷が生じている。
			e	損傷が大きい。

③ 健全性の診断

点検により把握された変状・異常の程度を判定区分に応じて部材単位の健全性と構造物毎の健全性の診断を行う。

区分	状態	
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

第24条（点検結果とりまとめ）

前条までの道路反射鏡の点検結果を以下の成果をとりまとめるものとする。

（1）点検結果のデータベース

今後の施設管理を踏まえて、管理番号、道路種別、道路区分、点検日及び点検内容等の基本情報を別紙2を参考にデータベース化するものとする。データベース化する内容については発注者との協議の上決定するものとする。

また、別紙3を参考に前条までに作成したGISデータに属性情報として関連づけるものとし、吹田市共通基盤地図データを背景に位置図を作成するものとする。属性情報の項目については発注者と協議の上、決定するものとする。

（2）点検結果集計表ならびに一覧表の作成

点検結果について、点検結果の概要が見渡せるように、集計表と一覧表の作成を行うものとする。なお、健全性Ⅲ及びⅣと判定された施設については、想定される修繕内容を一覧表に記載するものとする。また、それぞれの健全度の位置図が閲覧できるように吹田市統合型GISの設定するものとする。

（3）点検記録票の作成（総括票・損傷記録票）

様式については点検実施要領（『附属物（標識等、照明施設等）点検要領（国土交通省道路局 令和6年9月）』及び『小規模附属物点検要領（国土交通省道路局 平成29年3月）実施要領』）に準拠するものを基本とし、発注者が必要とする内容を確認した上で、様式の詳細は発注者と協議の上決定するものとする。

第25条（報告書作成）

本業務で実施した内容をまとめた報告書を作成するものとする。その他、監督員より指示があった内容については報告書に記載し、監督員の承諾を得るものとする。

第26条（打合せ協議）

業務着手時及び業務の主要な区切りにおいては、発注者と協議を行うものとし、その結果を記録し確認するものとする。また、発注者が定める担当職員と常に密接な連絡をとり、発注者が必要と認めた時は業務の途中経過を速やかに報告し、その事項をその都度記録し、協議の際相互に確認するものとする。

第27条（成果品）

本章で作成する成果品は以下のとおりとする。

- （1）道路反射鏡点検報告書（集計表、一覧表、点検記録表、現地写真、黒表紙金文字入れ製本など） 1部

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (2) 道路反射鏡点検結果のデータベース (shape データ) | 1 式 |
| (3) 打合せ記録簿 | 1 式 |
| (4) 前述の電子データ | 1 式 |
| (5) その他発注者と協議の上、必要となったもの | |

以 上

別紙 1 道路反射鏡管理台帳（参考）

道路反射鏡管理台帳		
管理番号	寿町-18 H31年 / 月 設置	補修履歴
種別	☒ 市道 ☐ 府道 ☐ 河川 ☐ 私道 ☐ その他	
路線名	(☐ 占用期間 年)	
設置場所	吹田市 寿町 / 丁目 10 番地先	
設置形態	☒ 車道 ☐ 歩道 (幅員 m)	
設置形態	☐ 独立柱 ☐ 電柱供架 (☐ 関電柱 ☐ NTT柱 ☐ その他)	
規格	鏡面 ☐ φ800 ☒ φ600 (☐ 2面 ☒ 1面)	
規格	支柱 ☐ 直柱 ☒ 曲柱	
特記事項	現況写真	位置図 (☐ 北 ☒ 南 P5 /)
		

別紙２ 点検結果データベース（参考）・・・詳細は協議の上決定する

点検結果データベース（参考）		
属性項目	データ形式	備考
管理番号	整数	
更新日	日付	
路線名	テキスト	
路線上下区分	テキスト	
所在地	テキスト	
設置年月日	日付	
基礎形式	テキスト	
路面境界状況	テキスト	
支柱規格	テキスト	
鏡面規格	テキスト	
共架元	テキスト	
共架柱番号	テキスト	
点検者	テキスト	
点検日	日付	
健全度	テキスト	
修繕方法	テキスト	
判定区分	テキスト	
対策要否の判定	テキスト	
応急措置の内容	テキスト	
点検未実施部位の有無	テキスト	
次期点検予定時期	日付	
日常点検	テキスト	職員点検入力項目
特記コメント	テキスト	
図書保存先アドレス	テキスト	吹田市庁内サーバを予定

別紙 3 吹田市共通基盤地図を背景とした位置図と属性情報（参考）



別紙4 反射鏡点検エリア図

